

# 山梨県公報

号外第二十八号

平成三十年

六月十八日

月 曜 日

## 目 次

### 選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一
- 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一
- 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一
- 政治団体の名称等の届出……………二
- 不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示の一部改正……………二

## 選挙管理委員会

### 山梨県選挙管理委員会告示第二十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成三十年六月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 彥

一四、〇一一

### 山梨県選挙管理委員会告示第二十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合

算して得た数)は、次のとおりである。

平成三十年六月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 彥

一八三、四二六

### 山梨県選挙管理委員会告示第二十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成三十年六月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 彥

選挙区名

三分の一の数

西八代郡

四、六〇三

南巨摩郡

一〇、七七一

中巨摩郡

五、一九一

南都留郡

一一、八二一

甲府市

五二、三六二

富士吉田市

一三、九三一

都留市・西桂町

九、八七〇

山梨市

一〇、〇一七

大月市

七、三三五

韮崎市

八、三八八

南アルプス市

一九、七六五

北杜市

一三、七二五

甲斐市

二〇、五二三

笛吹市

一九、五〇四

上野原市・北都留郡

七、三二二

甲州市

九、一八六

中央市

八、二二一

山梨県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定による届出が次のとおりであった。

平成三十年六月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさる

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	ひろせ集一後援会	小 椋 欣 三			平成三十年五月十六日	平成三十年五月十六日
旧		大 柴 佳 清			平成三十年五月十九日	平成三十年五月二十二日
新	山梨県柔道整復師連盟				平成三十年五月十九日	平成三十年五月十九日
旧	山梨県整骨師連盟				平成三十年五月十九日	平成三十年五月十九日
新	自由民主党山梨県柔道整復師支部			山梨県甲府市中央四丁目二二二二 甲府法人会館内	平成三十年五月十九日	平成三十年五月二十五日
旧	自由民主党山梨県整骨師支部			山梨県甲府市中央四丁目二二二二 法人会館県整骨師会館内	平成三十年五月十九日	平成三十年五月二十五日
新	自由民主党山梨県甲府市第七支部	宮 本 由 香	宮 本 由 香		平成三十年五月二十五日	平成三十年五月二十五日
旧		野 本 信 仁	野 本 信 仁		平成三十年五月二十五日	平成三十年五月二十五日
新	宮本ひでのりと元気な山梨を創る会	宮 本 秀 憲	宮 本 秀 憲		平成三十年五月二十五日	平成三十年五月二十五日
旧		秋 山 詔 樹	秋 山 詔 樹		平成三十年六月一日	平成三十年六月四日
新	山梨県商工政治連盟		田 中 一 利		平成三十年六月一日	平成三十年六月四日

山梨県選挙管理委員会告示第二十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示（昭和五十二年山梨県選挙管理委員会告示第八号）の一部を次のとおり改正する。

平成三十年六月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 中 込 ま さ 系  
表中「甲府市羽黒町一、二五五番地」を「甲府市西油川町一七番地」に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番